

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 3 月 31 日 ( 火 ) 第 93 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法 (道路維持課取扱い) 1
- 公 安 委 員 会 規 則
- 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(警務課取扱い) 2
- 猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(生活安全企画課取扱い) 2
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通規制課取扱い) 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 風俗営業制限地域の指定の一部改正 (※) (生活安全企画課取扱い) 9
- 警 察 本 部 告 示
- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の廃止 (警務課取扱い) 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第374号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	川内加治木線	薩摩川内市西向田町1番3地先から同市東向田町1番地先まで
	川内停車場線	薩摩川内市東向田町1番地先から同市鳥追町54番1地先まで

## 2 指定する期日

令和2年4月1日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

**公安委員会規則**

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

**鹿児島県公安委員会規則第 2 号**

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,201円」を「1,216円」に、「375円」を「380円」に、「413円」を「418円」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

**鹿児島県公安委員会規則第 3 号**

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則（平成22年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

経験者講習会実施場所・月割表

場 所 \ 月 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
鹿 児 島 中 央 警 察 署		○				○						
鹿 児 島 西 警 察 署								○				○
鹿 児 島 南 警 察 署	○				○							
指 宿 警 察 署									○			
南 九 州 警 察 署										○		
枕 崎 警 察 署			○									
南 さ つ ま 警 察 署				○								
日 置 警 察 署	○						○					
いちき串木野警察署						○						
薩 摩 川 内 警 察 署		○								○		
さ つ ま 警 察 署				○				○				
阿 久 根 警 察 署									○			
出 水 警 察 署		○								○		
伊 佐 湧 水 警 察 署					○						○	
始 良 警 察 署			○				○					

霧 島 警 察 署						○							○
曾 於 警 察 署		○						○					
志 布 志 警 察 署					○							○	
肝 付 警 察 署				○									
鹿 屋 警 察 署	○										○		
錦 江 警 察 署											○		
種 子 島 警 察 署						○							
屋 久 島 警 察 署	○												
奄 美 警 察 署			○									○	
瀬 戸 内 警 察 署							○						
徳 之 島 警 察 署								○					
沖 永 良 部 警 察 署													○

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 4 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和 53 年鹿児島県公安委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中 「 区 間 」 を

「 区 間 又 は 区 域 」 に改め、同表主要地方道串

木野樋脇線の項の次に次のように加える。

主要地方道川内 加治木線	薩摩川内市西向田町 1 番 3 地先から同市東向田町 1 番地 先まで
-----------------	--

別表第 4 一般県道玉取迫鹿児島港線の項の次に次のように加える。

一般県道川内停 車場線	薩摩川内市東向田町 1 番地先から同市鳥追町 54 番 1 地先 まで
----------------	--

別表第 4 鹿児島市道にわ都市南線の項の次に次のように加える。

鹿児島市道城南 2 号線	鹿児島市城南町 22 番 1 地先から 24 番 61 地先まで
-----------------	----------------------------------

別表第 4 鹿児島市道金属団地 2 号線の項中「12 番 8」を「6 番 1」に改め、同表鹿児島市道東開 9 号線の項中「2 番 6」を「11 番 1」に改め、同表指宿市道矢石桁線の項の次に次のように加える。

薩摩川内市道駅 前・白和線	薩摩川内市鳥追町 54 番 1 地先から 128 番地先まで
------------------	--------------------------------

別表第 4 南九州市道平山宮線の項の次に次のように加える。

臨港道路本港区 線	鹿児島市浜町 1 番 7 地先から同市城南町 24 番 29 地先まで
臨港道路本港区 線	鹿児島市小川町 26 番 21 地先から 26 番 17 地先まで
臨港道路北ふ頭 線	鹿児島市易居町 13 番 19 地先から同市本港新町 3 番 1 駐 車場南側まで
臨港道路北ふ頭 支線	鹿児島市本港新町 3 番 1 駐 車場南側から北ふ頭 4 号上屋東側まで
臨港道路北ふ頭	鹿児島市本港新町 3 番臨港道路北ふ頭線との接続地点か

支線	ら北ふ頭1号上屋南側まで
臨港道路北ふ頭支線	鹿児島市本港新町3番臨港道路北ふ頭線との接続地点から北ふ頭1号上屋北側まで
臨港道路南ふ頭線	鹿児島市住吉町16番25地先から同市本港新町6番県営第5駐車場北側まで
臨港道路南ふ頭支線	鹿児島市本港新町6番臨港道路南ふ頭線との接続地点からみしま旅客待合所東側まで
臨港道路南ふ頭支線	鹿児島市本港新町6番臨港道路南ふ頭線との接続地点からとしま旅客待合所東側まで
臨港道路南北ふ頭線	鹿児島市本港新町4番2地先から5番2地先まで
臨港道路本港中央線	鹿児島市名山町13番27地先から同市本港新町4番6地先まで
臨港道路桜島フェリーターミナル線	鹿児島市小川町28番1地先から同市本港新町4番2地先まで
臨港道路本港南線	鹿児島市城南町24番29地先から24番61地先まで
臨港道路高速船ふ頭線	鹿児島市本港新町5番2地先から5番ロータリーまで
臨港道路新港区線	鹿児島市城南町45番1地先から同市与次郎一丁目2295番109地先まで
臨港道路新港南線	鹿児島市城南町6番8地先から45番1地先まで
臨港道路新港南1号支線	鹿児島市城南町45番1地先から51番1地先まで
臨港道路新港南2号支線	鹿児島市城南町45番1地先から51番3地先まで
臨港道路新港南3号支線	鹿児島市城南町45番1地先から51番4地先まで
臨港道路新港中央線	鹿児島市城南町22番1地先から52番地先まで
臨港道路新港北線	鹿児島市南林寺町30番11地先から同市城南町33番地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町16番1地先から23番2地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町35番2地先から36番地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町35番3地先から34番地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町34番地先から36番地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町35番1地先から35番4地先まで
臨港道路新港北支線	鹿児島市城南町35番4地先から36番北端まで
臨港道路錦江線	鹿児島市錦江町25番1地先から26番4地先まで
臨港道路鴨池中央港区線	鹿児島市宇宿二丁目6番1地先から3797番1地先まで
臨港道路木材港	鹿児島市宇宿二丁目6番1地先から同市東開町11番1地

区線	先まで
臨港道路東開南栄線	鹿児島市東開町字東開12番7地先から同市南栄三丁目29番地先まで
臨港道路人工島巡回線	鹿児島市中央港新町1番臨港道路中央港区ふ頭線との接続地点から同市宇宿二丁目6番1地先まで
臨港道路マリンポートかごしまふ頭内道路	鹿児島市中央港新町1番臨港道路人工島巡回線との接続地点からマリンポート1号岸壁との接続地点まで
臨港道路中央港区ふ頭線	鹿児島市中央港新町1番親水広場駐車場との接続地点から臨港道路人工島巡回線との接続地点まで
臨港道路谷山一区北線	鹿児島市卸本町8番7地先から同市南栄四丁目5番1地先まで
臨港道路谷山一区北支線	鹿児島市卸本町8番23地先から同市南栄四丁目39番地先までの区域
臨港道路谷山一区西線	鹿児島市南栄五丁目28番地先から36番地先まで
臨港道路谷山一区西線	鹿児島市南栄五丁目29番地先から10番13地先まで
臨港道路谷山一区西線	鹿児島市南栄五丁目29番地先から10番18地先まで
臨港道路谷山一区西線	鹿児島市南栄五丁目32番地先から2番地先まで
臨港道路谷山一区南線	鹿児島市南栄五丁目36番地先から同市谷山港一丁目4番6地先まで
臨港道路谷山一区南支線	鹿児島市谷山港一丁目16番地先から20番地先まで
臨港道路谷山一区南支線	鹿児島市谷山港一丁目21番地先から23番地先まで
臨港道路谷山一区南支線	鹿児島市谷山港一丁目24番地先から26番地先まで
臨港道路谷山一区南支線	鹿児島市谷山港一丁目20番地先から25番地先まで
臨港道路谷山一区南防波堤線	鹿児島市谷山港一丁目4番6号地先から5番8地先まで
臨港道路谷山二区中央線	鹿児島市南栄六丁目2番12地先から同市七ツ島一丁目1番31地先まで
臨港道路谷山二区西線	鹿児島市七ツ島一丁目109番地先から同市下福元町字辻7631番3地先まで
臨港道路谷山二区東ふ頭連絡線	鹿児島市谷山港一丁目4番6地先から5番1地先まで
臨港道路谷山二区東ふ頭線	鹿児島市谷山港一丁目5番1地先から同市谷山港三丁目17番地先まで
臨港道路谷山二区東ふ頭支線	鹿児島市谷山港三丁目13番地先臨港道路谷山二区東ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区東ふ頭支線	鹿児島市谷山港三丁目15番地先臨港道路谷山二区東ふ頭線との接続地点から16番地先まで
臨港道路谷山二区東ふ頭支線	鹿児島市谷山港三丁目15番地先臨港道路谷山二区東ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭線	鹿児島市南栄六丁目2番12地先から同市谷山港三丁目1番5地先まで

臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目17番地先から20番地先まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目24番地先から26番地先まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目18番地先から24番地先まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目19番地先から25番地先まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目20番地先から28番地先まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目21番地先臨港道路谷山二区第1ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港二丁目22番地先臨港道路谷山二区第1ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第1ふ頭支線	鹿児島市谷山港三丁目1番5地先から同市谷山港二丁目6番3地先まで
臨港道路谷山二区第2ふ頭線	鹿児島市七ツ島一丁目79番地先から88番地先まで
臨港道路谷山二区第2ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目92番地先から79番地先岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目82番地先臨港道路谷山二区第2ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目84番地先臨港道路谷山二区第2ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目82番地先から90番地先岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目84番地先から89番地先岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第2ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目88番地先臨港道路谷山二区第2ふ頭線との接続地点から岸壁との接続地点まで
臨港道路谷山二区第3ふ頭線	鹿児島市七ツ島一丁目98番地先から40番4地先まで
臨港道路谷山二区第3ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目106番地先から104番地先まで
臨港道路谷山二区七ツ島ふ頭線	鹿児島市七ツ島一丁目92番地先から99番地先まで
臨港道路谷山二区七ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目91番地先から94番地先まで
臨港道路谷山二区七ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目97番地先から95番地先まで
臨港道路谷山二区七ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目94番地先から96番地先まで
臨港道路谷山二区七ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目102番地先から96番地先まで
臨港道路谷山二区七ツ島ふ頭支線	鹿児島市七ツ島一丁目102番地先から104番地先まで

線	
臨港道路谷山二区船だまり線	鹿児島市七ツ島一丁目109番地先から111番3地先まで
臨港道路谷山二区南線	鹿児島市七ツ島一丁目1番31地先から2番2地先まで
臨港道路(D-1-1)	薩摩川内市港町字唐山6110番177地先から6121番3地先まで
臨港道路(D-1-4)	薩摩川内市港町字唐山6110番179地先制限区域との接続地点から臨港道路(D-1-1)との接続地点まで
臨港道路(D-1-5)	薩摩川内市港町字唐山6110番183地先から6110番177地先まで
臨港道路(D-1-6)	薩摩川内市港町字唐山6110番186地先臨港道路(D-1-1)との接続地点から臨港道路(D-1-19)との接続地点まで
臨港道路(D-1-7)	薩摩川内市港町字唐山6110番183地先から6110番188地先まで
臨港道路(D-1-15)	薩摩川内市港町字立島269番3地先から同市港町字唐山6121番3地先まで
臨港道路(D-1-19)	薩摩川内市港町字唐山6110番186地先から6110番196臨港道路(D-1-23)との接続地点まで
臨港道路(D-1-20)	薩摩川内市港町字唐山6110番196岸壁との接続地点から臨港道路(D-1-19)との接続地点まで
臨港道路(D-1-21)	薩摩川内市港町字唐山6110番196臨港道路(D-1-19)との接続地点から緑地との接続地点まで
臨港道路(D-1-22)	薩摩川内市港町字唐山6110番196臨港道路(D-1-23)との接続地点から駐車場との接続地点まで
臨港道路(D-1-23)	薩摩川内市港町字唐山6110番199から6110番196臨港道路(D-1-22)との接続地点まで
臨港道路(D-1-24)	薩摩川内市港町字唐山6110番199岸壁との接続地点から臨港道路(D-1-23)との接続地点まで

別表第 4 中

臨港道路	鹿児島市浜町1番7地先から同市易居町13番18地先まで
臨港道路	鹿児島市南栄五丁目33番地先
臨港道路1号線	志布志市志布志町帖6617番190地先から同市志布志町志布志3304番1地先まで
臨港道路2号線	志布志市志布志町帖6617番地先から6617番190地先まで
臨港道路3号線	志布志市志布志町志布志3222番1地先から3310番地先まで
臨港道路6号線	志布志市志布志町志布志3231番1から同市志布志町帖6617番152まで

を

臨港道路1号線	志布志市志布志町帖字向川原6617番156地先から同市志布志町志布志字若浜3304番1地先まで
臨港道路2号線	志布志市志布志町帖字向川原6617番18地先から6617番156地先まで
臨港道路3号線	志布志市志布志町志布志字東町3223番6地先から同市志布志町志布志字若浜3310番地先まで
臨港道路4号線	志布志市志布志町帖字山ノ神6738番11地先から同市志布志町帖字向川原6617番18地先まで

に改め、

臨港道路 5 号線	志布志市志布志町志布志二丁目3133番399地先から同市志布志町志布志字東町3223番 6 地先まで
臨港道路 6 号線	志布志市志布志町帖字向川原6617番164地先から同市志布志町志布志字東町3240番 2 地先まで
臨港道路 7 号線	志布志市志布志町志布志字東町3253番 4 地先から同市志布志町志布志字若浜3273番 2 地先まで

同表臨港道路 8 号線の項中「3294番 3」を「字若浜3273番 2」に、「3294番 1」を「3283番」に改め、同表臨港道路 9 号線の項中「3296番」を「字若浜3283番」に、「3313番」を「3314番 3」に改め、同表臨港道路10号線の項中「3304番 1」を「字若浜3304番 1」に、「3310番」を「3325番 2」に改め、同表臨港道路11号線の項中「安楽461番 1 から201番28」を「志布志字若浜3304番 1 地先から同市志布志町安楽字中島462番地先」に改め、同項の次に次のように加える。

臨港道路若浜緑地線	志布志市志布志町志布志字若浜3258番 4 地先から3262番地先まで
-----------	-------------------------------------

別表第 4 臨港道路新若浜 1 号線の項中「296番 1」を「字汐掛296番 3 地先から同市志布志町安楽字北又486番地 4 地先まで」に改め、同表臨港道路新若浜 2 号線の項中「3322番」を「字若浜3304番 1 地先」に、「296番 1」を「字汐掛296番10地先」に改め、同表に次のように加える。

臨港道路 (D-1-3)	志布志市志布志町帖字向川原6617番182地先から6617番185地先まで
臨港道路 (D-1-4)	志布志市志布志町帖字向川原6617番142地先から6617番188地先まで
臨港道路 (D-1-5)	志布志市志布志町帖字向川原6617番189地先から6617番185地先まで
臨港道路 (D-1-6)	志布志市志布志町帖字向川原6617番189地先臨港道路 (D-1-4) との接続地点から6617番185地先まで
臨港道路 (D-1-7)	志布志市志布志町帖字向川原6617番187地先から6617番185地先まで
臨港道路 (D-1-8)	志布志市志布志町帖字向川原6617番187地先臨港道路 (D-1-4) との接続地点から6617番185地先まで
臨港道路 (D-1-12)	志布志市志布志町帖字向川原6617番156地先臨港道路 2 号線との接続地点から制限区域との接続地点まで
臨港道路 (D-1-42)	志布志市志布志町志布志字若浜3310番地先から3327番地先まで
臨港道路 (D-1-43)	志布志市志布志町志布志字若浜3291番地先から3291番 1 地先まで
臨港道路 (D-1-45)	志布志市志布志町志布志字若浜3314番 3 地先から3314番 1 地先まで
臨港道路 (D-1-46)	志布志市志布志町志布志字若浜3287番地先から3290番地先まで
臨港道路 (D-1-47)	志布志市志布志町志布志字若浜3284番地先から3286番地先まで
臨港道路 (D-1-48)	志布志市志布志町志布志字若浜3284番地先から3292番 1 地先まで
臨港道路 (D-1-49)	志布志市志布志町志布志字若浜3269番 1 地先から3268番地先まで
臨港道路 (D-1-50)	志布志市志布志町志布志字若浜3269番 1 地先から3270番地先まで
臨港道路 (D-1-51)	志布志市志布志町志布志字若浜3259番 2 地先から3263番



1-55)	地先まで
臨港道路 (D-1-56)	志布志市志布志町志布志字若浜3259番 1 地先から3259番 2 地先まで
臨港道路 (D-1-60)	志布志市志布志町志布志字若浜3269番 1 地先から3284番 地先まで

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第33号

平成11年 3 月 16 日鹿児島県公安委員会告示第10号 (風俗営業制限地域の指定) の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

本文中「若しくは準住居地域」を「, 準住居地域若しくは田園住居地域」に改める。

表鹿児島南警察署の項中「及び郡元町」を「, 郡元町, 西谷山三丁目, 光山一丁目及び光山二丁目」に改め, 「西谷山一丁目」の次に「, 西谷山四丁目」を加える。

表伊佐警察署の項を次のように改め, 同表横川警察署の項を削る。

伊佐湧水警察署	伊佐市大口里, 大口大田及び大口鳥巢の各一部 湧水町木場及び米永の一部	図面12 図面13
---------	--	--------------

## 警察本部告示

### 鹿児島県警察本部告示第 1 号

令和元年 7 月 5 日鹿児島県警察本部告示第 1 号 (簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報) は, 令和 2 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県警察本部長 大塚尚